

ID: 1545

担当部署: 建設水道部 都市整備課 計画調整係

<b>処分の概要</b>	負担金の督促		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市再開発法 第56条の3第1項		
<b>法令番号</b>	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第56条の3第1項の規定による。                  (負担金の滞納処分)</p> <p>第56条の3 地方公共団体は、特定事業参加者が前条第1項の負担金を滞納したときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促することができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 28 年 7 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日